

## 入所申込みと施設見学のご案内

介護老人福祉施設 青梅療育院

### ○ 利用の目的

介護老人福祉施設は、在宅での生活が困難な方が対象で、入浴、排泄、食事の介護など日常生活全般の援助や機能訓練、健康管理などのサービスを要する方が利用できます。

### ○ 利用に当たって

- ・ 介護保険の要介護認定により（要介護度3～5）と認定された方が利用できます。
- ・ 施設の利用に当たっては、利用者との契約締結が必要になります。
- ・ 費用は、介護費用の約1割相当分（2割負担の方は2割相当分）と、食費・居住費（いずれも所得段階に応じた負担額）をご負担いただきます。また、理美容代等は利用者の負担となります。
- ・ 入所申込は、当施設で直接受け付けております。

### ○ 入所申込み

当施設の申込み書がございますので、所定の申込書にご記入ください。また介護保険被保険者証の写しが必要となります。

### ○ 見学

入所申し込みにあたり施設内の見学も可能です。その場合、利用者が生活されている施設ですので、日時についてはご相談させていただく場合がございます。

入所申込については来院または見学を希望される方は、事前に生活相談員までご連絡をお願い致します。